

令和7年3月3日

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- | | |
|----------|--|
| 議案第 2 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第 3 号 | 柳井市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正について |
| 議案第 4 号 | 柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 議案第 5 号 | 柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 議案第 6 号 | 柳井市下水道条例及び柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について |
| 議案第 7 号 | 柳井市旅費条例の一部改正について |
| 議案第 8 号 | 柳井市実費弁償条例の一部改正について |
| 議案第 9 号 | 柳井市手数料条例の一部改正について |
| 議案第 10 号 | 柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第 11 号 | 柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第 12 号 | 柳井市企業立地促進条例の一部改正について |
| 議案第 13 号 | 柳井市都市公園条例の一部改正について |
| 議案第 14 号 | 柳井市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第 15 号 | 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について |
| 議案第 16 号 | 辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 議案第 17 号 | 字の区域の変更について |
| 議案第 18 号 | 令和7年度柳井市一般会計予算 |
| 議案第 19 号 | 令和7年度柳井市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案第 20 号 | 令和7年度柳井市市有林野区事業特別会計予算 |

議案第 2 1 号	令和 7 年度柳井市介護保険事業特別会計予算
議案第 2 2 号	令和 7 年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 2 3 号	令和 7 年度柳井市下水道事業会計予算
議案第 2 4 号	令和 6 年度柳井市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 2 5 号	令和 6 年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 6 号	令和 6 年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 7 号	令和 6 年度柳井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 2 8 号	令和 6 年度柳井市水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 9 号	令和 6 年度柳井市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

同意第 1 号	監査委員の選任について
---------	-------------

諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について

報告第 1 号	専決処分の報告について
報告第 2 号	平郡航路有限会社の経営状況について

柳井市告示第8号

令和7年第1回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年3月3日



柳井市長 井原 健太郎

1 期 日 令和7年3月11日

2 場 所 柳井市議会議場

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める
ものとする。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(柳井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 柳井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年柳井市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 柳井市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年柳井市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 5 項及び第 6 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(柳井市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 3 条 柳井市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年柳井市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(柳井市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 4 条 柳井市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 柳井市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 8 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(柳井市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 6 条 柳井市職員退職手当支給条例（平成 1 7 年柳井市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 6 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 7 条第 1 項第 1 号並びに第 1 9 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(柳井市消防団員の定員、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 柳井市消防団員の定員、服務等に関する条例（平成17年柳井市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第9条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の柳井市一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（柳井市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 刑法等一部改正法等の施行前にした禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の柳井市職員退職手当支給条例第15条第1項及び第5項、第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第19条第4項並びに柳井市職員退職手当支給条例第19条第3項の規定の適用については、拘禁刑が

定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 3 号

柳井市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正について

柳井市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

(柳井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 柳井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年柳井市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項の表第 3 0 条の項を削り、同表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

(柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年柳井市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

(柳井市税条例の一部改正)

第 3 条 柳井市税条例（平成 1 7 年柳井市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号、第 8 9 条第 2 項第 2 号、第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 1 4 7 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(柳井市都市計画税条例の一部改正)

第 4 条 柳井市都市計画税条例（平成 1 7 年柳井市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和7年3月11日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 柳井市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年柳井市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額は」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第9条の3第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第15条の4第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第19条の2第2項中「から第9条の2まで」を削り、「、第9条の5及び第11条の2

」を「及び第9条の5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	

50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	

77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		

	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額	基 準 給 料 月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条の2及び第20条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	291,400	400,300
	2	293,700	403,000
	3	296,000	405,600
	4	298,200	408,100
	5	300,300	410,500
	6	303,800	412,700
	7	307,300	414,800
	8	310,700	416,900
	9	314,100	419,000
	10	317,600	420,500
	11	321,000	422,000
	12	324,400	423,500
	13	327,800	424,900
	14	331,300	426,400
	15	334,700	427,900
	16	338,100	429,300
	17	341,500	430,700
	18	344,600	432,200
	19	347,700	433,700
	20	350,800	435,100
	21	354,000	436,500
	22	357,100	438,000
	23	360,200	439,500

	24	363, 200	440, 900
	25	366, 200	442, 300
	26	368, 500	443, 700
	27	370, 800	445, 100
	28	373, 000	446, 500
	29	374, 900	447, 900
	30	376, 600	449, 300
	31	378, 300	450, 700
	32	380, 100	452, 100
	33	381, 900	453, 500
	34	383, 700	454, 900
	35	385, 300	456, 300
	36	386, 700	457, 700
	37	388, 100	459, 100
	38	389, 600	460, 800
	39	391, 100	462, 400
	40	392, 600	464, 000
	41	394, 100	465, 600
	42	394, 800	466, 800
	43	395, 400	468, 000
	44	396, 100	469, 100
	45	397, 000	470, 100
	46	397, 600	471, 100
	47	398, 200	472, 000
	48	398, 800	472, 800
定年	49	399, 400	473, 500
前再	50	399, 900	474, 200

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	51	400, 400	474, 900
	52	400, 900	475, 500
	53	401, 400	476, 200
	54	401, 800	476, 900
	55	402, 200	477, 500
	56	402, 600	478, 100
	57	403, 000	478, 400
	58	403, 400	479, 000
	59	403, 800	479, 700
	60	404, 200	480, 400
	61	404, 600	480, 800
	62	405, 000	481, 400
	63	405, 400	482, 100
	64	405, 800	482, 800
	65	406, 100	483, 200
	66		483, 800
	67		484, 400
	68		484, 900
	69		485, 400
	70		485, 900
	71		486, 400
	72		486, 900
	73		487, 300
	74		487, 800
	75		488, 200
	76		488, 700
	77		489, 200

	78		489,800
	79		490,400
	80		490,800
	81		491,300
	82		491,900
	83		492,500
	84		493,000
	85		493,500
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

(柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 柳井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年柳井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「から第9条の2まで」を削り、「、第9条の5及び第11条の2」を「及び第9条の5」に改める。

(柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年柳井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「から第9条の2まで」を「、第9条の2」に、「、第15条の2及び第19条」を「及び第15条の2」に改め、同条第2項中「第15条の4第1項、第18条第2項」の次に「、第19条」を加え、「職員給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び柳井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年柳井市条例第1号）第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当（以下「特定任期付職員業績手当」という。）」と、職員給与条例第3条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「「100分の175」と」を「「100分の95」と、職員給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において柳井市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な

調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の柳井市一般職の職員の給与に関する条例第8条の規定の適用については、同条第2項中

「（5）重度心身障害者」とあるのは

「（5）重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同

条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。

（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 6 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年柳井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

（柳井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 柳井市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（令和4年柳井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則別表 号給切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1

10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26

43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	

76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				

109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給
	2 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12

25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45

58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78

91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85

議案第 5 号

柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について)

第 1 条 柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年柳井市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「職員が」の次に「、規則で定めるところにより、」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 前 3 項の規定は、第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第 2 項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 1 6 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第 1 6 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 6 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 6 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 1 6 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせると

ともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
（柳井市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）

第2条 柳井市職員の育児休業等に関する条例（平成17年柳井市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の柳井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第6号

柳井市下水道条例及び柳井市農業集落排水施設条例の一部改正について

柳井市下水道条例及び柳井市農業集落排水施設条例の一部を次のように改正するものとする。

令和7年3月11日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市下水道条例及び柳井市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

(柳井市下水道条例の一部改正)

第1条 柳井市下水道条例（平成17年柳井市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「規程」を「規則」に改め、同条第3号中「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第4号中「管理者」を「市長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「規程」を「規則」に改め、「管理者」を「市長」に改める。

第7条第1項中「管理者」を「市長」に改める。

第8条中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第11条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第13条第1項並びに第14条第1項及び第2項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第15条、第16条第1項及び第2項、第17条並びに第18条第1項及び第2項ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第19条第2項第1号中「柳井市水道給水条例（平成17年柳井市条例第166号）第27条又は第28条」を「柳井地域広域水道企業団水道事業給水条例（令和6年柳井地域広域水道企業団条例第7号）第28条又は第29条」に改め、同項第2号中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改め、同項第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項及び第4項中「管理者」を「市長」に改める。

第21条、第22条、第24条第1項及び第2項、第25条第1項及び第2項、第26条第1項ただし書及び第2項、第26条の2第1項、第27条並びに第28条第1項中「管理者」を「市長」に改める。

第29条中「規程」を「規則」に改める。

(柳井市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 柳井市農業集落排水施設条例（平成17年柳井市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第5条ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第7条第2号及び第3号中「規程」を「規則」に改める。

第8条の見出し中「承認等」を「確認等」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「承認」を「確認」に改める。

第9条から第11条まで、第13条、第14条第2項ただし書並びに第16条第1項及び第2項ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第17条第2項第1号中「柳井市水道給水条例（平成17年柳井市条例第166号）第27条又は第28条」を「柳井地域広域水道企業団水道事業給水条例（令和6年柳井地域広域水道企業団条例第7号）第28条又は第29条」に改め、同項第2号中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改め、同項第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項及び第4項中「管理者」を「市長」に改める。

第18条から第21条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「規程」を「規則」に改める。

第23条第1号中「承認」を「確認」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

柳井市旅費条例の一部改正について

柳井市旅費条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市旅費条例の一部を改正する条例

柳井市旅費条例（平成 1 7 年柳井市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 1 条」を「第 8 条」に、「第 1 2 条—第 2 4 条」を「第 9 条—第 1 8 条」に、「第 2 5 条—第 2 7 条」を「第 1 9 条—第 2 3 条」に改める。

第 2 条第 4 号中「在勤公署」の次に「（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第 6 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している者」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（8）旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 3 条第 2 項第 1 号中「単に」を削り、「離職又は休職」を「退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職」に改め、同条第 3 項中「第 1 6 条第 2 号、第 5 号」を「第 1 6 条各号」に、「第 2 9 条各号」を「第 2 9 条第 1 項各号」に改め、同条第 4 項中「第 1 項及び第 2 項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合」を「職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合」に改め、「場合には、」の次に「その者に対して」を加え、同条第 5 項中「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に、「金額があるときは」を「金額のうち」に改め、「市長の定めるところにより」を削り、「なった金額」を「なる金額又は支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条に次の 2 項を加える。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基

づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「うえ」を「上」に改め、同条第6項中「市長が」を「規則で」に改める。

第5条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「。以下同じ」を削り、同条第6項から第11項までを次のように改める。

- 6 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。
- 8 包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。
- 9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。
- 10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について支給する。
- 11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について支給する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第16条までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改める。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とする。

第11条を削る。

第12条第1項中「本条」を「この条」に改め、同項各号列記以外の部分中「座席指定料金」の次に「並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、同項第1号中「運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、」を削り、同項第2号中「次に規定する」を削り、同号アを削り、同項第3号中「第1号の規定に該当する線路で」を削り、「同号」を「第1号」に、「ほか特別車両料金」を「ほか、特別車両料金」に改め、同項第4号中「ほか座席指定料金」を「ほか、座席指定料金」に改め、同項に次の1号を加える。

（5）前各号に掲げる費用に付随する費用

第12条第2項を次のように改める。

- 2 前項第2号から第5号までに掲げる費用は、前項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払う

ものであって、公務のため必要とするものに限り、支給する。

第12条第3項から第5項までを削り、第2章中同条を第9条とする。

第13条中「本条」を「この条」に改め、同条各号列記以外の部分中「寝台料金」の次に「並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第13条に次の1項を加える。

2 前項第3号及び第4号に掲げる費用は、前項第1号又は第2号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため必要とするものに限り、支給する。

第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

第15条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第1項を次のように改める。

その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。

）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第15条第2項を削り、同条を第12条とする。

第16条を削る。

第17条の見出し中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第1項を次のように改める。

宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、別表に定める宿泊費基準額の範囲内の実費額による。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第17条第2項を削り、同条を第13条とする。

第18条及び第19条を次のように改める。

（包括宿泊費）

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、

通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円とする。

第18条を第14条とし、第19条を第15条とする。

第20条（見出しを含む。）中「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条を第16条とする。

第21条及び第22条を削り、第23条を第17条とし、第24条を第18条とする。

第3章中第25条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条、第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条及び第16条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条第1項中「公用の交通機関（公用車その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に、「打切支給する」を「その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない」に改め、同条第3項中「第12条、第13条、第15条及び第21条」を「第9条、第10条及び第12条」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「の旅費定額」を「と同額の旅費」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第22条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第27条を第23条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）	
	1 号	2 号
	市長、副市長、教育長	その他の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円

滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の柳井市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条

第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の柳井市旅費条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

議案第 8 号

柳井市実費弁償条例の一部改正について

柳井市実費弁償条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市実費弁償条例の一部を改正する条例

柳井市実費弁償条例（平成 1 7 年柳井市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「実費の弁償」を「実費弁償の額及び支給方法」に改め、同条中「別表により」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 実費弁償の支給額は、柳井市旅費条例（平成 1 7 年柳井市条例第 4 6 号。以下「旅費条例」という。）に規定する別表の 2 号の職務にある者の旅費相当額とし、支給方法は、旅費条例の例による。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の柳井市実費弁償条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第 9 号

柳井市手数料条例の一部改正について

柳井市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市手数料条例の一部を改正する条例

柳井市手数料条例（平成 1 7 年柳井市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表手数料を徴収する事項の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 1 9 条の規定に基づく」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 1 9 条の規定による」に、「再交付手数料」を「再交付」に改め、「屋外広告物等の許可」の次に「の申請に対する審査」を加え、「規定に基づく開発行為の許可」を「規定による開発行為の許可の申請に対する審査」に、「規定に基づく開発行為の変更の許可」を「規定による開発行為の変更の許可の申請に対する審査」に、「規定に基づく建築物の特例の許可」を「規定による建築物の特例の許可の申請に対する審査」に、「規定に基づく建築物等の特例の許可」を「規定による建築物等の特例の許可の申請に対する審査」に、「規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認」を「規定による開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査」に、「規定に基づく開発登録簿」を「規定による開発登録簿」に改め、同表都市計画法第 4 7 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付の項の次に次のように加える。

宅地造成及び特定盛土等 規制法（昭和 3 6 年法律 第 1 9 1 号。以下「盛土 規制法」という。）第 1 8 条第 1 項又は同法第 3 7 条第 1 項の規定による 中間検査の申請に対する 検査	中間検査（盛土規制法第 1 5 条第 2 項の規定により同法第 1 2 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた工事又は同法第 3 4 条第 2 項の規定により同法第 3 0 条第 1 項の許可を受け たものとみなされた工事に係るもの（国又は都道府県、指定 都市若しくは中核市が行う工事に係るものを除く。）に限る 。）を行う部分の盛土又は切土をする土地の面積が 1 h a 未 満のもの 1 件につき 5, 2 0 0 円
--	---

別表手数料を徴収する事項の欄中「認定」の次に「の申請に対する審査」を加え、同表備考 1 及び 2 中「屋外広告物等の許可の項」を「屋外広告物等の許可の申請に対する審査の項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年柳井市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 23 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に、「同号」を「第 42 条第 3 項」に、「同条」を「同省令第 27 条」に改める。

第 42 条第 1 項中「この項」の次に「から第 7 項まで」を加え、同項第 1 号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 42 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正
するものとする。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例

柳井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年柳井市条例
第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）
を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5
項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者
であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 2 7
条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者
（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者
等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを
満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに
掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の
所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講
じられていること。

（2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置
を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困
難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前
項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2）次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 12 号

柳井市企業立地促進条例の一部改正について

柳井市企業立地促進条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市企業立地促進条例の一部を改正する条例

柳井市企業立地促進条例（平成 17 年柳井市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 17 条中各号に掲げる事業（以下「半島振興法第 17 条に掲げる事業」という。）及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「、半島振興法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 61 号）」を削り、「半島振興条例等」を「地域経済牽引条例等」に改める。

第 4 条第 2 項及び第 5 条第 1 項第 1 号中「半島振興法第 17 条に掲げる事業及び」を削る。

附則中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

柳井市都市公園条例の一部改正について

柳井市都市公園条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市都市公園条例の一部を改正する条例

柳井市都市公園条例（平成 17 年柳井市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「有料公園施設」を「有料公園施設等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 使用日及び使用時間を定める公園施設は、第 1 項に掲げるものを除くほか、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、使用日又は使用時間を変更することができる。

第 7 条第 4 項中「又は第 2 項」を「、第 2 項又は第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 公園施設のうち別表第 3 の第 2 欄に掲げるものを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

第 11 条中「第 2 項」を「第 3 項」に、「別表第 3」を「別表第 4」に、「別表第 7」を「別表第 8」に改める。

第 23 条第 1 項第 3 号中「第 6 条ただし書」を「第 6 条第 1 項ただし書」に改め、同項第 4 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項第 5 号中「第 7 条第 4 項」を「第 7 条第 5 項」に、「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項第 6 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

第 24 条第 2 項及び第 4 項中「別表第 5」を「別表第 6」に、「別表第 7」を「別表第 8」に改める。

別表第 7 を別表第 8 とし、別表第 3 から別表第 6 までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第3（第6条関係）

使用日及び使用時間を定める公園施設

都市公園 の名称	公園施設 の名称	使用日	使用時間
翠が丘防 災運動公 園	グラウン ド（野球 場）	1月4日から12月28日まで の日	午前7時から午後8時まで

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

議案第 14 号

柳井市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部改正について

柳井市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例（平成 25 年柳井市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和 7 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれに伴い同組合同規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市（別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。）」、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の 8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表第 4 に規定する事務に限る。）」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 3 中

「

団体	対象とする非常勤の職員	
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員	を
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員	

」

「

団体	対象とする非常勤の職員	
下関市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員	に
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員	
	2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員	

」

改める。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務（第3条関係）

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道企業団	地方公務員法第3章第6節の2に規定する退職管理に関する事務

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 16 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

平郡東辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

(別紙)

総合整備計画書新旧対照表

市町村名：柳井市
辺地名：平郡東辺地

変 更 前				変 更 後				備 考
3 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間 (単位 千円)				3 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間 (単位 千円)				
施設名	事業 区分 主体名	事業費	財 源 内 容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額			
			特定財源	一般財源				
渡船施設 (照明灯、防眩材の更新事業)	柳井市	20,000	12,000	8,000	8,000			
診療施設 (平郡診療所医療機器等導入・更新事業)	柳井市	19,250	6,407	12,843	11,800			
飲用水供給施設 (避雷器更新事業)	柳井市	1,180	600	580	500			
高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (平郡デイサービスセンター改修事業)	柳井市	1,187	0	1,187	1,100			
合 計		39,495	19,007	20,488	20,300			

事業費及び財源内容の変更
飲用水供給施設における事業及び事業主体の追加

議案第 17 号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づき行う国営南周防土地改良事業の施行に伴い、別紙のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

字の区域の変更明細書

(別紙)

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊陸	切川原	伊陸	頼信	5 7 4 8 の 1	田
〃	〃	〃	〃	5 7 4 8 の 4	用悪水路
〃	〃	〃	〃	5 7 5 4 の 1	田
〃	〃	〃	〃	5 7 5 7 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	5 7 5 7 の 3	用悪水路
〃	〃	〃	〃	5 7 5 8 の 1	田
〃	〃	〃	〃	5 7 5 8 の 2	雑種地
〃	〃	〃	〃	5 7 5 9	田
〃	〃	〃	芥田	5 7 6 3 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	5 7 6 5 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	5 7 6 6 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	5 7 6 6 の 3	〃
〃	〃	〃	〃	6 3 8 7 の 1 の一部	〃
〃	沖田	〃	〃	6 3 8 7 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 4 6 9 の一部	〃
〃	切川原	〃	〃	6 4 6 9 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 4 7 0 の一部	〃
〃	沖田	〃	〃	6 4 7 0 の一部	〃
〃	〃	〃	切川原	6 4 7 1 の一部	〃
〃	〃	〃	引地	6 4 7 5	〃
〃	沖河内	〃	沖田	6 4 8 0 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 4 8 0 の 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	6 4 8 1 の 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	6 4 8 1 の 2 の一部	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	6 4 8 2 の 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	6 4 8 2 の 2 の一部	公衆用道路
〃	沖田	〃	引地	6 4 8 3 の 1	田
〃	〃	〃	〃	6 4 8 4 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 4 8 5	〃
〃	〃	〃	頼信	6 4 8 6 の 1 の一部	〃
〃	切川原	〃	〃	6 4 8 6 の 1 の一部	〃
〃	沖田	〃	引地	6 4 8 8 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 4 8 9 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 4 9 0 の 1	〃

字の区域の変更明細書

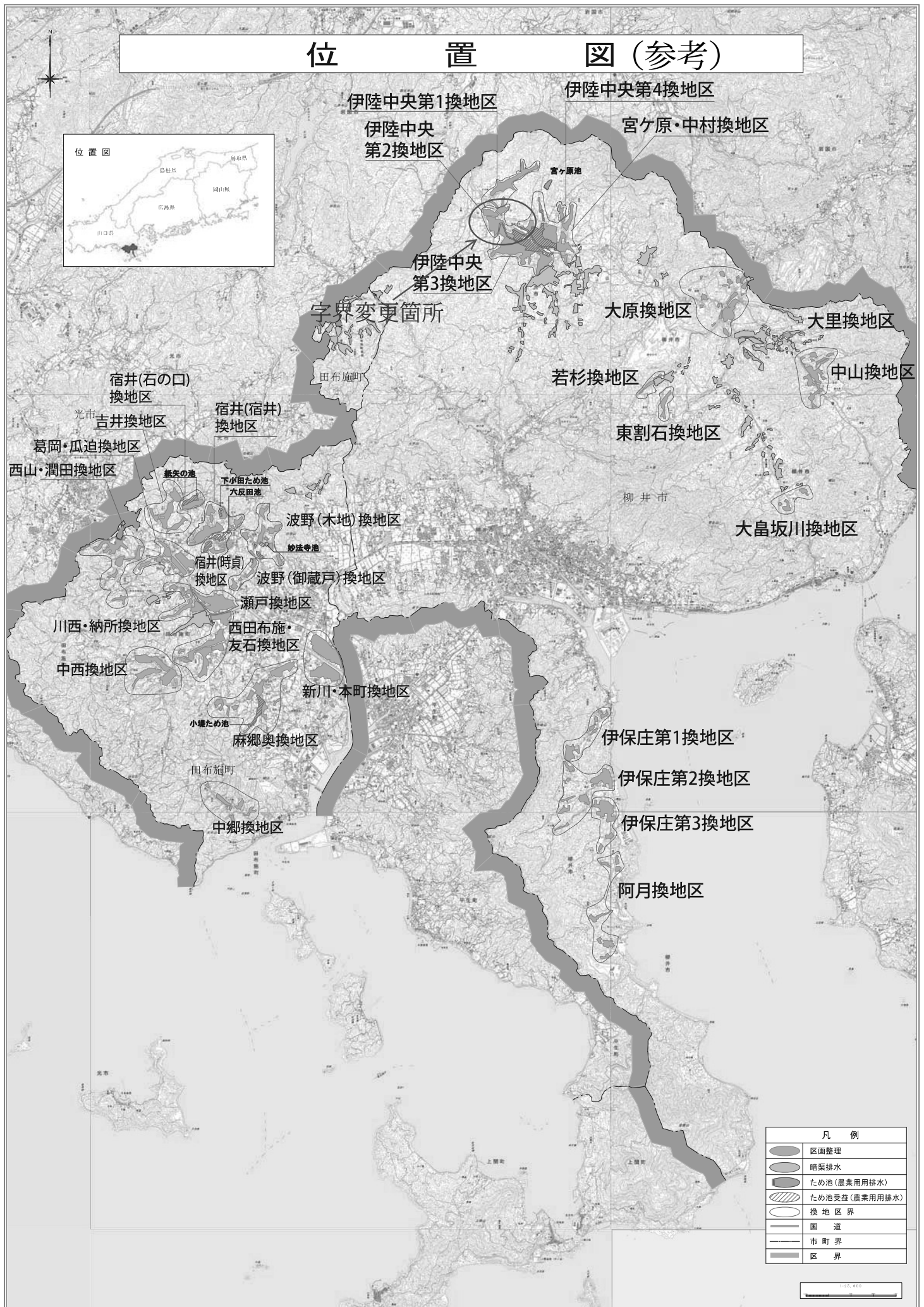
処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊陸	沖田	伊陸	引地	6 4 9 1 の 5	田
〃	西黒松	〃	恵下尻	6 6 2 9 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 6 3 1 の一部	〃
〃	恵下尻	〃	西黒松	6 6 7 5 の一部	〃
〃	西黒松	〃	恵下尻	6 6 9 4 の 1	〃
〃	丸田	〃	砂田	6 7 2 0 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 2 0 の 2	〃
〃	〃	〃	稗田	6 7 3 6	畑
〃	〃	〃	〃	6 7 3 7 の 1	田
〃	〃	〃	〃	6 7 3 7 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 3 8	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 3 9 の 2	宅地
〃	〃	〃	〃	6 7 4 0	田
〃	〃	〃	〃	6 7 4 1 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 1 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 2	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 3 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 3 の 2	雑種地
〃	〃	〃	〃	6 7 4 4	田
〃	〃	〃	〃	6 7 4 5	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 6 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 6 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 7	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 8 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 8 の 2	用悪水路
〃	〃	〃	〃	6 7 4 9 の 1	田
〃	〃	〃	〃	6 7 4 9 の 3	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 4 9 の 4	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	6 7 5 0 の 1	田
〃	〃	〃	〃	6 7 5 1	〃
〃	〃	〃	慶福寺	6 8 4 0 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 8 4 1 の一部	〃
〃	〃	〃	鳥越	6 8 9 0 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 8 9 2 の一部	〃

字の区域の変更明細書

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
伊陸	丸田	伊陸	鳥越	6 8 9 3 の 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	6 8 9 3 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 8 9 4 の 1 の一部	〃

処分前の土地に接する市有地である道路、水路等を併せて変更する。

位置図(参考)



同意第 1 号

監査委員の選任について

下記の者を柳井市監査委員（識見を有する者）に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

池 田 美喜男

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

時 光 裕 子

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

山 中 松 樹

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

記

大 浪 知 子

報告第 1 号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 11 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 2 月 3 日

柳井市長 井 原 健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和 6 年 10 月 3 日柳井市新庄地内県道光柳井線 市道宮ノ下安行線交差点において発生した自動車事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市在住 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金 239,075 円を支払うものとする。

報告第 2 号

平郡航路有限会社の経営状況について

令和 6 年度平郡航路有限会社の決算に関する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、報告する。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

第49期(令和6年度) 事業報告書

平郡航路有限会社の第49期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の経営状況を次のとおり報告します。

1 決算状況及び期末剰余金の処理について

第49期における収益は、運航収益が6,383万4,111円、営業収益が2,921円、特別収益が5,844万3,941円となり、合計額は1億2,228万973円となりました。前期と比較すると、13.6%の減収となっています。

これに対して費用は、運航費用が1億1,590万8,384円、営業費用が1,935万1,921円、特別損失が84万1,747円となり、合計額は、1億3,610万2,052円となりました。前期と比較すると、1.5%の減額となっています。

その結果、収益から費用を差し引いた当期の純損失は、1,382万1,079円となりました。なお、国、県及び市からの離島航路補助金を除いた純損失額は、7,223万4,868円となっています。

期末剰余金の処理については、前期繰越欠損金2,654万4,096円に当期純損失を加算した4,036万5,175円を次期繰越欠損金として計上しています。

2 主要収支の増減理由について

運航収益については、旅客運賃収入が対前年57万120円の減収となり、手荷物運賃は2,290円の減収、自動車航送運賃は51万5,730円の減収、貨物運賃は113万5,290円の減収となっています。

雑収入については、前期は船の定期検査を受けるため、特別修繕準備金1,350万2,143円の戻入れが含まれていましたが、今期は定期検査がないことにより、1,377万3,994円の減額となり、運航収益全体では、前期比1,596万9,248円の減額となっています。

費用については、A重油の年平均単価が1.93円上昇したことにより、燃料潤滑油費が、前期比69万4,542円の増額となっています。船員費は、乗組員1名が傷病のため入院していた間に臨時船員を雇用したことにより、204万2,076円の増額となっています。

貸 借 対 照 表

平郡航路有限会社

令和6年9月30日現在

単位:円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[48,440,990]	【流動負債】	[71,364,971]
現 金	93,229	短期借入金	66,000,000
普通預金	41,049,698	未払金	4,755,792
未収入金	1,759,586	前受金	0
棚卸資産	1,288,624	預り金	609,179
仮払金	6,200	【固定負債】	[4,349,128]
前払費用	3,698,646	特別修繕準備金	4,349,128
未収還付消費税等	545,007	負 債 合 計	75,714,099
		純 資 産 の 部	
【固定資産】	[3,407,934]		
(有形固定資産)	(3,371,924)		
構造物	1,908,725		
車両運搬具	4	【株主資本】	[-23,865,175]
備 品	2	資本金	16,500,000
船舶備品	1,463,192	(利益剰余金)	(-40,365,175)
船 舶	1	その他利益剰余金	-40,365,175
(投資その他の資産)	(36,010)	繰越利益剰余金	-40,365,175
長期前払費用	36,010	純 資 産 合 計	-23,865,175
		負債・純資産合計	51,848,924
資 産 合 計	51,848,924		

損 益 計 算 書

平郡航路有限会社

自 令和5年10月 1日
至 令和6年 9月30日

単位:円

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
【運航費用】	115,908,384	【運航収益】	63,834,111
旅客費	3,584,268	旅客運賃	27,626,700
手荷物取扱費	48,868	手荷物運賃	488,680
自動車航送費	3,659,410	自動車航送運賃	27,653,400
貨物費	2,085,072	貨物運賃	5,264,140
燃料潤滑油費	37,951,370	郵便・信書便航送料	1,048,396
養缶水費	183,132	雑収入	1,752,795
港 費	1,251,028		
運航費用雑費	126,515		
船員費	46,030,619	【営業収益】	2,921
船舶消耗品費	1,715,717	受取利息	2,921
船舶修繕費	17,692,306		
船費雑費	1,215,800		
船舶備品費	364,279		
		【特別収益】	58,443,941
【営業費用】	19,351,921	航路補助金	56,440,248
船舶保険料	2,249,673	輸送補助金	1,973,541
賃借用船料	800,000	前期損益修正益	30,152
航路附属施設費	1,038,726		
店 費	13,791,674		
輸送援助費	1,471,848		
【特別損失】	841,747		
前期損益修正損	841,747		
税引前当期純利益金額	-13,821,079		
当期純利益	-13,821,079		
合 計	122,280,973	合 計	122,280,973

対前期比較

自 令和5年10月 1日
至 令和6年 9月 30日 単位：円

期 科 目	第49期（令和6年度） （令和5年10月 ～令和6年9月）	第48期（令和5年度） （令和4年10月 ～令和5年9月）	増 減	増減率（％）
1 収 益				
A 運航収益	63,834,111	79,803,359	-15,969,248	-20.0%
1 旅客運賃	27,626,700	28,196,820	-570,120	-2.0%
2 手荷物運賃	488,680	490,970	-2,290	-0.5%
3 自動車航送運賃	27,653,400	28,169,130	-515,730	-1.8%
4 貨物運賃	5,264,140	6,399,430	-1,135,290	-17.7%
5 郵便・信書便航送料	1,048,396	1,020,220	28,176	2.8%
6 雑収入	1,752,795	15,526,789	-13,773,994	-88.7%
B 営業収益	2,921	299	2,622	876.9%
1 受取利息	2,921	299	2,622	876.9%
2 雑収入				
C 特別収益	58,443,941	61,653,004	-3,209,063	-5.2%
1 航路補助金	56,440,248	60,211,961	-3,771,713	-6.3%
2 輸送補助金	1,973,541	1,441,043	532,498	37.0%
3 前期損益修正益	30,152	0	30,152	皆増
収 益 計	122,280,973	141,456,662	-19,175,689	-13.6%
2 費 用				
A 運航費用	115,908,384	118,577,283	-2,668,899	-2.3%
1 旅客費	3,584,268	3,653,964	-69,696	-1.9%
2 手荷物取扱費	48,868	49,097	-229	-0.5%
3 自動車航送取扱費	3,659,410	3,702,000	-42,590	-1.2%
4 貨物費	2,085,072	2,495,128	-410,056	-16.4%
5 燃料潤滑油費	37,951,370	37,256,828	694,542	1.9%
6 養缶水費	183,132	221,390	-38,258	-17.3%
7 港費	1,251,028	1,240,068	10,960	0.9%
8 運航費用雑費	126,515	108,306	18,209	16.8%
9 船員費	46,030,619	43,988,543	2,042,076	4.6%
10 船舶消耗品費	1,715,717	1,078,307	637,410	59.1%
11 船舶修繕費	17,692,306	23,277,175	-5,584,869	-24.0%
12 船費雑費	1,215,800	1,078,042	137,758	12.8%
13 船舶備品費	364,279	428,435	-64,156	-15.0%
B 営業費用	19,351,921	19,640,164	-288,243	-1.5%
1 船舶保険料	2,249,673	2,127,694	121,979	5.7%
2 船舶税金	0	0	0	増減なし
3 消費税	0	0	0	増減なし
4 船舶利子	0	0	0	増減なし
5 船舶減価償却費	0	0	0	増減なし
6 航路附属施設減価償却	0	0	0	増減なし
7 賃借用船料	800,000	800,000	0	増減なし
8 航路附属施設費	1,038,726	1,394,850	-356,124	-25.5%
9 店費	13,791,674	13,344,079	447,595	3.4%
10 輸送援助費	1,471,848	1,973,541	-501,693	-25.4%
C 特別損失				
1 前期損益修正損	841,747	0	841,747	皆増
費 用 計	136,102,052	138,217,447	-2,115,395	-1.5%
3 差引当期純利益	-13,821,079	3,239,215	-17,060,294	-526.7%